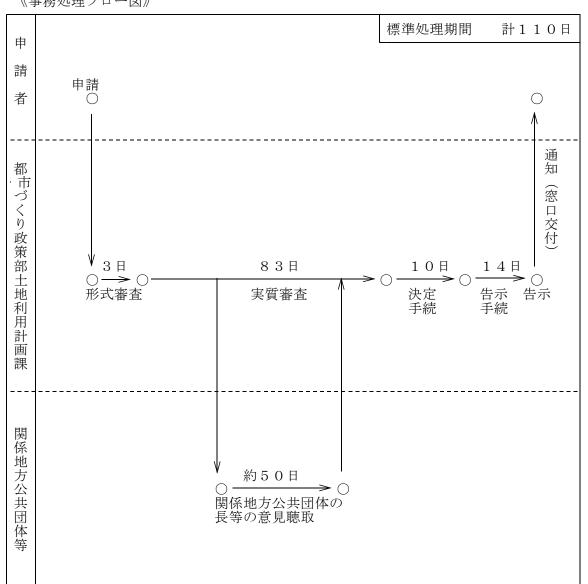
事務名 民間事業者が行う都市計画事業の認可 (一団地の官公庁施設及び地域冷暖房施設に限る。)

作成部署都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課土地利用係再開発等促進区担当

電話 30-266

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

《事務処理フロー図の説明》		
項番	項目	説明
1	形式審査	都市計画法第60条による申請書と 添付図書がそろい、記載漏れがな いかどうかを審査します。
2	実質審査	提出された図書について、事業の 公益性及び内容、申請者の資力信 用等を審査します。
3	関係地方公共 団体の長等の 意見聴取	法59条第5項に基づき意見を聴取 します(必要に応じて第6項に基 づく意見聴取も行います。)。
4	決定手続	認可の諾否について都市整備局長 が決定します。
5	告示手続	法62条第1項に基づく告示について、事案決定手続を行います。
6	告示	法62条第1項に基づき、施行者の 名称、都市計画事業の種類、事業 施行期間等を告示します。
7	通知	申請者に通知します。